

○岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成18年 3 月 20日 条例第230号

岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この条例は、岩国都市計画区域における次に掲げる地域又は地区に適用する。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8 条第 1 項第 1 号に定める商業地域及び近隣商業地域(以下「商業地域等」という。)
- (2) 商業地域等に接する地域で、市長が指定する地区(以下「周辺地区」という。)
- (3) 商業地域等又は周辺地区以外の都市計画区域内であって、自動車交通が著しくふくそうすることが予想される地域内で、市長が指定する地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)

2 市長は、前項の規定により周辺地区又は自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第 3 条 次の表の(ア)欄に掲げる地域又は地区内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域等内において、特定用途(法第20条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(ア)	商業地域等		周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	1,000㎡		2,000㎡
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(オ)	150㎡	450㎡	150㎡
(カ)	$1 - (1,000 \text{ ㎡} \times (6,000 \text{ ㎡} - \text{延べ面積}) / (6,000 \text{ ㎡} \times (\text{イ}) \text{ 欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ ㎡}))$		$1 - ((6,000 \text{ ㎡} - \text{延べ面積}) / 2 \times \text{延べ面積})$

	×延べ面積))	
備考		
1 (イ)欄に規定する部分及び(エ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。		
2 (カ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。		

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる地域又は地区内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が、市長が定めた面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により、本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認めた場合においては、この限りでない。

(ア)	商業地域等				周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	2,000㎡				3,000㎡
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	3,000㎡	5,000㎡	1,500㎡	4,000㎡	5,000㎡
(オ)	$1 - ((6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}) / 2 \times \text{延べ面積})$				$1 - ((6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}) / \text{延べ面積})$

備考					
1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第5条 前2条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に

供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

（建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置）

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（建築物の敷地が地域又は地区の内外にわたる場合）

第7条 建築物の敷地が商業地域等、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地域又は地区内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地域又は地区内に当該建築物があるものとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。

（駐車施設の規模）

第8条 第3条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条及び第6条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めたものについては適用しない。

4 第4条から第6条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

（駐車施設の附置の特例）

第9条 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、市長が、当該建築物の構造又は敷地の状態により、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不相当と認めた場合は、第3条から第6条までの規定にかか

わらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、駐車施設を設置することができる。

- 2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところに従い、当該駐車施設の位置、規模等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物については、この条例は適用しない。

- 2 この条例の施行後新たに商業地域等、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された区域内において、当該地域又は地区に指定された日から起算して6か月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、当該地域又は地区の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第11条 第3条から第6条まで、又は第9条第1項の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第9条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 3 月 20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和49年岩国市条例第 1 号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例による。